

Title	礼制から考える隋の皇太子
Sub Title	Crown prince in Sui dynasty seen from Li system
Author	山下, 紘嗣(Yamashita, Hirotsugu)
Publisher	慶應義塾中国文学会
Publication year	2017
Jtitle	慶應義塾中国文学会報 (Bulletin of The Keio Sinological Society). No.1 (2017.) ,p.68- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12810295-20170331-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

礼制から考える隋の皇太子

山下 紘 嗣

はじめに

開皇二十年（六〇〇）十月、隋の文帝は、長男の皇太子楊勇を廃嫡し、勇とその子らを庶人とした。そして翌十一月、次男の晋王楊広、即ち後の煬帝が皇太子に立てられた。またその間に、過去に高潁^①・元旻の助命嘆願により死罪を免れたことのあった史万歳が楊勇派の人物として楊素に誣告されて殺され、廃太子について諫言した元旻が文帝と太子の間を離間したとされ斬刑に処されるなど、楊勇に近しい者への処罰もなされた^{②③}。

この開皇二十年の皇太子交代劇——以後「開皇の政変」と呼ぶ——は、その前年の高潁の失脚と共に、文帝期における重大な政治的事件であり、文帝・煬帝の歴史的評価について述べる際や、文帝と高潁の関係を考える上での材料とされてきた^④。また、氣賀澤保規氏は、同年の三階教の禁圧、及び三階教以外の仏教を重要視したことが、この政変と一連の流れにある政策であることを指摘し、それは関中中心主義の継承発展をもとめる楊勇・高潁の路線から、江南をふくめた広い基盤の上に権力の構築をもとめ、東アジア政策の積極的展開を視野に入れる楊広・楊素の路線への転換であると論じ、従来は煬帝即位以後のこととされてきたその転換が、文帝の政策であることを明らかにした^⑤。

このように、隋代の政治史を語る上で重視されてきた開皇の政変と高潁の失脚であるが、通説的理解では、『隋書』卷三十六 独孤皇后伝などに記されているように、文帝皇后の独孤氏が、高潁と楊勇を嫌うようになったことに端を発し、文帝がその影響を受け、皇太子の後ろ盾となっていた高潁を失脚させ、更に楊広が皇帝・皇后夫妻に取り入り、

楊素とともに陰謀を企てたことで、楊勇廢太子と自らの立太子を実現させたと説明されてきた。⁶

しかし『隋書』には、それ以外に、皇太子に関わる儀礼を巡って、文帝と皇太子楊勇の間に亀裂が生じたとの記事も存する。

『隋書』卷四十五 文四子伝

其後經冬至、百官朝勇。勇張樂受賀。高祖知之、問朝臣曰、「近聞至節、内外百官、相率朝東宮。是何礼也。」太常卿辛亶對曰「於東宮是賀、不得言朝。」高祖曰「改節稱賀、正可三數十人、遂情各去。何因有司徵召、一次普集、太子法服設樂以待之。東宮如此、殊乖礼制。」於是下詔曰「礼有等差、君臣不雜。爰自近代、聖教漸虧、俯仰遂情、因循成俗。皇太子雖居上嗣、義兼臣子、而諸方岳牧、正冬朝賀、任土作貢、別上東宮。事非典則。宜悉停斷。」自此恩寵始衰、漸生疑阻。

冬至に皇太子楊勇が群臣から賀、即ち慶びのことはを受け、貢納物を献上されるといった儀礼が行われていることを知った文帝が、皇太子は皇帝の後継者であるとはいっても、その本分は臣下も兼ねているのであり、その様な儀礼を行うことは、典則、即ち守るべき模範となる規則ではないとして悉く禁断した。そして、このできごとによって、文帝の楊勇に対する恩寵が衰え、更に文帝が楊勇に疑いを覚えるようになった、と記されている。

では何故、皇太子が冬至に百官から賀を受けることが、それ程までに文帝の不興を買ったのであろうか。本稿ではこの疑問を出発点とし、隋代、そしてその前後の王朝における皇太子の受賀、そしてそれ以外の皇太子に関わる礼制のあり方についても考察を加えることによって、隋代の皇太子の特徴の一端を明らかにしていきたい。

一、皇太子受賀

そもそも、皇太子が賀を受けるとは、具体的にどのような儀礼なのであろうか。それを示す隋代の史料は残存していないが、次代の唐については、『大唐開元礼』卷百十二「皇太子元正冬至受群臣賀」及び卷百十三「皇太子元正冬至受宮臣朝賀」に、元日・冬至に皇太子が群臣から賀、宮臣から朝賀を受ける儀礼の次第が記されている。⁷これらの記述

により、参列者の参入以降の儀礼の様相を復元すると、群臣からの賀を受ける儀礼の次第は、

- i 四品以下の群臣、通事舍人に率いられて参入、位（東西面）に就く。
 - ii 皇太子、西向きに着座する。
 - iii 三品以上の群臣、通事舍人に率いられて参入、殿上の位（南北面）に就く。
 - iv 皇太子、座の後ろに降り立つ。
 - v 群臣、再拝する。
 - vi 群臣の首たる者、通事舍人に率いられ、皇太子の前に東面し立って賀を称す。
 - vii 皇太子、再拝する。
 - viii 皇太子、左庶子を通じて宣令する。
 - ix 群臣、再拝する。
 - x 皇太子、坐する。
 - xi 群臣、座に就く。
- となる。一方、宮臣から朝賀を受ける儀礼の次第は、
- i 六品以下の宮臣、通事舍人に率いられて参入、位（北面）に就く。
 - ii 皇太子、西向きに着座する。
 - iii 五品以上の宮臣、通事舍人に率いられて参入、位（北面）に就く。
 - iv 宮臣、再拝する。
 - v 宮臣の首たる者、通事舍人に率いられ、皇太子の前に東面し跪き賀を称す。
 - vi 皇太子、左庶子を通じて宣令する。
 - vii 宮臣、三回再拝する。
 - viii 左庶子、儀礼の終了を言う。
 - ix 宮臣、通事舍人に率いられ退出。

x 皇太子、座を降りて入る。
と復元される。

このように、皇太子受賀とは、皇太子に対し群臣・宮臣が賀を称し、皇太子が令を宣することが中心となる儀礼である。そして、群臣からと宮臣からの受賀儀礼を比較すると、第一に儀礼名が群臣からは「受賀」であるのに対し、宮臣からは「受朝賀」であること、第二に群臣が東西面・南北面であるのに対し、宮臣は北面すること¹⁰、第三に群臣の首たる者は立つて賀を称し、皇太子はそれを立つて受ける一方で、宮臣の首たる者は跪いて賀を称し、皇太子は坐し、たままそれを受けること、の三点の違いを指摘することができる。

儀礼が国家の秩序を可視的に表現する場であり、儀礼における参列者の行動や座の位置・向きなどを整理すること、儀礼が表現する国家の秩序を解き明かすことができることは既に定説となっている¹²。そして、皇太子受賀儀礼についても、その唐と日本の儀礼のあり方を比較し、唐日の皇太子制の差異を明らかにされた藤森健太郎氏の論考がある¹³。そこで、これらの先学を参考にしながら、二つの皇太子受賀儀礼を比較検討することで、両儀礼に表現される秩序、即ち皇太子と群臣・宮臣の関係を明らかにしたい。

まず「賀」と「朝賀」の違いについてだが、皇太子受賀儀礼に類似する元日・冬至に皇帝が皇太子以下百官の拝賀を受ける儀礼が、「朝賀」儀礼と呼ばれることから分かるように、「朝賀」は君臣関係を表す儀礼を指す語である。藤森氏は、群臣から受けるのが「賀」であることから、群臣は皇帝の臣であって、皇太子とは君臣関係にないと述べる。これを参考にとすると、皇太子が宮臣の「朝賀」を受けるとされていることは、皇太子と宮臣の間に君臣関係があるとされていたこと示している。

次に皇太子と群臣・宮臣の向く方向について考えたい。皇帝と群臣の間の朝賀儀礼では、皇帝は南面し、群臣は北面する。これは、『周易』などに由来する君主南面・臣下北面の原則に基づくものである。皇太子受賀儀礼において、群臣が北面せず、宮臣が北面することは、先ほどの「賀」と「朝賀」の違いと同様に、群臣は皇太子の臣ではないが、宮臣は皇太子の臣であることを表現していると考えられる。また、群臣・宮臣のいずれの儀礼においても皇太子は西面するとされており、臣下である宮臣に対しても南面するべきではないとされていたことも注目される。この

ことは、臣下に対して南面する皇帝と皇太子との間の、身分的な格差を表現していると言うことができる。

三点目の、群臣の賀を受ける際に皇太子が立つか否か、群臣・宮臣の首たる者が賀を称する際に跪くか否かについてであるが、藤森氏が述べるように、皇太子が立つのは、参加者の中でも三品以上の「公」と呼ばれる身分の者に敬意を払うためであろう。先ほどから述べているように、皇太子と群臣の間には君臣関係がない。そのため、皇太子は身分秩序において自分より下位にある群臣に対しても、その中の高位の者には敬意を表す必要があったのである。また、宮臣からの賀を受ける際に皇太子が立たないことは、宮臣が皇太子の臣であり、皇太子が宮臣に敬意を払う必要がないことを示している。

そして、賀を称する者が跪くか否かについてであるが、元日・冬至の皇帝への朝賀儀礼において、賀を称する者が跪いていることから、これも賀を称する者と受ける者の君臣関係の有無を表現すると考えられる。群臣は皇太子の臣ではないので跪く必要がないのであり、皇太子の臣である宮臣は、跪いて賀を称するとされたのである。

藤森氏はこれ以外にも、皇太子への賀・朝賀と皇帝への朝賀の違いとして、賀の文言の中で皇帝には「某官臣某」と自称するが、皇太子には自称しないことを指摘している¹⁵。これについては、後に「三、宮臣からの「称臣」にて考察したい。

ここまでの考察の結果は、次のように要約することができる。『大唐開元礼』に載る「皇太子元正冬至受群臣賀」と「皇太子元正冬至受宮臣朝賀」は、群臣と宮臣が元日・冬至に皇太子に賀を称する儀礼であるが、前者では群臣と皇太子の間に君臣関係がないことが、後者では宮臣と皇太子の間に君臣関係があることが表現されていた。また、いずれの儀礼においても皇太子は西面するとされており、南面して群臣の朝賀を受ける皇帝と区別され、皇太子と皇帝の間に身分的な格差が存することが表現されていた。

このような唐代の皇太子受賀と比較すると、隋の皇太子楊勇が行なっていた「南面して群臣から賀を受ける」という行為は、「南面」が問題とされたと考えられる。「南面」することによって、群臣を自らの臣とみなすことになり、その点において皇太子と皇帝の差がなくなってしまう。では何故、楊勇はこのような唐代の制と比べ、より皇太子の權威を高いものとして表現する受賀の儀礼を行なったのであろうか。それを示す史料が、『隋書』卷九 礼儀四に載

る。

後周制、正之二日、皇太子南面、列軒懸、宮官朝賀。及開皇初、皇太子勇準故事張榮受朝。宮官及京官、北面稱慶。高祖謂之、是後定儀注。西面而坐、唯宮官稱慶、台官不復総集。

この記事によって、楊勇は、隋の篡奪によって滅亡した北周において、皇太子が南面して宮臣からの朝賀を受けていた故事を参考にして、開皇年間の初めに宮臣のみならず京師の地に在勤する群臣からも、南面して賀を受けたことが分かる。またその際に、宮臣・群臣が北面していたことも記されている。

先ほど論じたように、「朝賀」とは、君臣關係を表現する儀礼であった。皇太子楊勇は、北周において南面する皇太子と北面する宮臣の君臣關係が表現されていた朝賀儀礼を元に、宮臣のみならず群臣からも賀を受ける儀礼を創出することで、皇帝と同様、群臣を自らの臣と位置付けたのである。先に見たように、文帝はこの儀礼が開催された後に、その内容を知って責めていることから、楊勇は文帝の事前の許可なく、この様な儀礼を開催したと考えられる。この儀礼の実施を企図したのが、楊勇自身であるのか、はたまた別の人物の助言によるものであるのかは不明である。しかし、文帝がこれを以て、皇太子による自己の權威の強大化であり、皇帝の權威への挑戦と見做したとしても不思議はない。

また、文帝は隋の礼制を確立する上で、北斉の制を継受しようとしており、北周の故事に準じることを自体が問題になった可能性もある。

そこで北斉の制を調べてみると、『隋書』卷九 礼儀四に、北斉の天保元年（五五〇）の冬会、即ち冬至に行われる儀礼において、皇帝に代わって国事を監督する監国中であつた皇太子の座の向きについて、群議によって東面するとされた例が見られる。また同史料には、翌天保二年の冬会の例も載り、ここでは、当初は前年と同じく皇太子は東面するとされたが、吏部郎の陸印から非礼にあたるのではないかと疑義が出され、西面するべきとの魏収と東面すべきとの邢子才が、それぞれ典拠を引いて自説を述べ、最終的には前年の東面を皇太子監国時における異例として、皇太子は西面するということで決着したことが記されている。また、邢子才が自説を展開する議の中で

礼者皆東宮臣属、公卿接宴、觀礼而已。

と述べており、北斉の冬会では、皇太子に敬意を表する儀礼を行うのは宮臣のみで、それ以外の群臣たちは宴会に参加し、皇太子・宮臣間の儀礼を見学するのみであったと考えられる。このことから、北斉においては、群臣による皇太子への賀を称する儀礼は存在しなかったと推測される。

以上のように、北斉では皇太子は西面して宮臣からの賀を受けることが通常の礼とされていたと考えられ、南面してそれを受ける北周と比べ、皇太子の權威が低いものとされていたことが推測される。この様な北斉の制を継受しようとしていた文帝にとって、皇太子と群臣が君臣関係にあることを表現し、北周の制よりも更に皇太子の權威を高めんとする皇太子受賀儀礼の開催は、到底容認できるものではなかったと考えられる。そのため、その開催を知るやすぐに禁止し、北斉の制と同様、皇太子は西面して宮臣のみから賀を受けるべきであったしたのである。そして更に、これ以後、皇太子に対して不信感を持つようになったのである。

二、皇太子の章服

文帝は猜疑心が非常に強い人物であったことが知られている¹⁷。兄のように父から疑われることを恐れた新皇太子の楊広は、それを避けるために立太子した後に真つ先に行ったことは、礼制上の皇太子の權威を下げることであった。このことから、この時代において、楊勇が廃太子された原因の大きなものとして、礼制上皇太子の權威を上昇させようとしたことがあると理解されていたことが知れる。では、楊広は一体どのような方法により、自己の權威を低下させ、文帝の信頼を得ようとしたのであろうか。

開皇の政変に関する最も基本的な史料である『隋書』卷二高祖紀下の開皇二〇年（六〇〇）十月己未条から十二月戊午条には、

冬十月己未。太白昼見。

乙丑。皇太子勇及諸子並廢為庶人。殺柱国・太平県公史万歳。

己巳。殺左衛大將軍・五原郡公元旻。

十一月戊子。天下地震、京師大風雪。以晋王広為皇太子。

十二月戊午。詔。東宮官属、不得称臣於皇太子。

と、楊勇廢太子と楊広立太子の一連の流れが記されているが、ここで注目したいのは十二月戊午条である。十一月戊子に楊広が皇太子に立てられた翌月の戊午、宮臣が皇太子に対して「臣」と称することが禁じられている。

これと同じ事について書かれた記事が、『隋書』卷九 礼儀四にも存する。

煬帝之為太子、奏降章服、宮官請不称臣。詔許之。

楊広は皇太子になると、奏して、皇太子の章服を降し、宮臣が皇太子に対して「称臣」しないことを請い、文帝によって許可されたのである。では、章服を降し、宮臣が皇太子に対して「称臣」しないとは、どのような意味をもつことなのであろうか。

まずは、「降章服」について考えたい。章服とは、礼制上服するべきとされた冠・上衣・下衣・帯・靴・裝飾品などを一式とする装束のことである。『隋書』卷十二 礼儀七には、隋代の皇太子の章服に六等級あったことを記す。そしてそれは、祭祀への侍従・謁廟・元服・納妃に服する衰服18を着て冕九旒を冠る「衰冕」と呼ばれる装束、謁廟の還・元日・朔旦入朝・釈奠にて服する遠遊冠を冠る装束、五日の常朝にて服する遠遊三梁冠を冠る装束、宮の聴政にて服する鹿皮弁を冠る装束、田狩に侍従する際に服する平巾を冠る装束、宮臣の拳哀・弔喪にて服する白帟を冠る装束である。

同史料は、この内の最も格式の高い衰冕について、隋初においては、

衰冕九旒・朱組纓・青纁琫耳・犀簪導。紺衣、纁裳、去日月星辰為九章。白紗内单、黼黻領、青標・襪・裾。革帶、金鉤鑲、大帶、鞞二章、玉具劍。

といった構成であったことを記す。また、この装束のその後の変遷について、晋の咸寧四年（二七八）の故事によって紺衣を玄衣に改めたこと、章作成方法を織物から刺繡に改めたこと、故事によって玉具劍のこじりを火珠から白珠に改めたこと、そして、

開皇中、皇太子冕同天子、貫白珠。及仁寿元年、煬帝為太子、以白珠太逼、表請從青珠。於是太子衰冕、与三公・

王等、皆青珠九旒。旒短不及膊、降天子二寸。

即ち、開皇年間、皇太子の冕は皇帝のそれと同じく白珠の旒を使用していたが、仁寿元年（六〇一）に煬帝が皇太子になると、これでは皇帝に礼が近過ぎるとして、表を提出して三公・王と同じく青珠とすることを望み、その通りにされたことと、旒の長さについても、肩甲骨に達しない、皇帝より二寸短いものとされたことを説明する。²¹⁾

年代が開皇二十年と仁寿元年、皇太子が提出した文書が「奏」と「表」と、いくつかの相違点はあるものの、この史料は、先ほど見た『隋書』巻九 礼儀四における「降章服」と同じことについて、その内容をより詳しく記したものであると考えられる。

また、同史料では、王・国公・開国公が初めての受冊・執贄・入朝・祭・親迎、三公が助祭の際に服する袞冕についても言及されており、そこには

袞冕、青珠九旒、以組為纓、色如其綬。服九章、同皇太子。

とある。皇太子の冕の白珠を青珠に変えると、この王・国公・開国公・三公の袞冕と全く同じものになり、衣服によって表現される両者の身分秩序における位置が同等のものとされることになる。

つまり、楊広が請うて文帝が許した「降章服」とは、皇太子の冕の旒を白珠から青珠に変え、その長さについても短くすることであり、それは服制が表現する身分秩序において、それまでは皇帝と王・三公らの間に位置するとされていた皇太子の地位を、皇帝から遠ざけ、王・三公らと同等の位置に置くという意味をもった礼制の改定であったのである。

では、このような皇太子の冕のあり方は、前後の王朝の服制と比較すると、どのように評価できるものなのであるうか。まず前代についてであるが、『隋書』巻十一 礼儀七に「於是定令、採用東齊之法。」とあり、隋の服制が北齊のものを受け継いだ制であることが分かる。よって、北齊の制における冕の九旒は、隋初と同じく白珠で皇帝と同じ長さであったことが推測される。更に、『隋書』巻十一 礼儀六には、北齊の前身にあたる北魏²²⁾の服制が紹介されているが、そこには、皇帝の冕は、

乘輿、平冕、黑介幘、垂白珠十二旒、飾以五采玉、以組為纓、色如其綬、黻纁、玉笋。

皇太子の冕は、

皇太子、平冕、黒介幘、垂白珠九旒、飾以三采玉、以組為纓、色如其綬。

諸公卿の冕は、

諸公卿、平冕、黒介幘、青珠為旒、上公九・三公八・諸卿六、以組為纓、色如其綬。

とされていたことが記されている。この皇帝・皇太子・諸公卿の冕の旒を比較すると、皇帝と皇太子は白珠であることが共通する一方、その数によって身分の違いが表現され、皇太子と上公は同じ九旒であるが、その色が白珠と青珠であることによって区別されていたことが分かる。この北魏の「上公」を「王・国公・開国公・三公」に変えると、隋初の服制と同様の内容になり、隋の衰冕のあり方は北魏から北斉を経由して継受されたものであることが理解できる。

次に隋の次代の唐について見ていきたい。唐代の皇太子の衰冕については、『唐令拾遺』に、武徳令・開元三年令・開元二十五年令の唐衣服令復旧18条として、その規定が復元されている。²⁴⁾

衰冕、垂白珠九旒。以組為纓。色如其綬。青纁充耳、犀簪導。玄衣、纁裳九章。每章一行、重以為等、每行九。

白紗中單、黼領、青標・襪・裾。革帶、金鉤鑠大帶、黻、玉具劍、玉鏢首、瑜玉双佩、朱組双大綬、四綵赤白纁紺、純朱質、長一丈八尺、三百三十首、広九寸。朱韞、赤舄。侍從祭祀、及謁廟・加元服・納妃、則服之。

この条文は、唐建国後の最初の律令として編纂され武徳七年(六二四)に完成・發布された武徳令²⁵⁾、そして開元二十五年(七三七)に刪輯された開元二十五年令の条文として復元されており、唐建国当初から少なくとも盛唐期までの皇太子の衰冕のあり方を規定したものであると考えられる。

そして、その規定を見ると、皇太子の冕は「垂白珠九旒」とあり、唐では、隋の開皇末年もしくは仁寿初年に定められた旒を「青珠」に改める制を受け継がず、北魏から隋初に至るまでの制であった「白珠九旒」を採用したことが分かる。

また、唐代の皇帝と上級官人の衰冕については、それぞれ『唐令拾遺』に復元された唐衣服令復旧2条と唐衣服令復旧26条によって、どのように規定されていたかを知ることができる。それによると、皇帝の冕は「白珠十二旒」、一

品の官人の冕は「青珠九旒」とされており、北魏・隋の開皇年間と同じく、皇太子の冕の旒は、色では皇帝と同じであり、数では一品の官人と同じであるとされていることが分かる。²⁶⁾つまり唐代の服制は、身分秩序における皇太子の位置を、皇帝と一品の官人の間に置いていたのである。

尚、冕の色と同じく隋代に変えられた皇太子の袞冕の衣について、唐代の制は改定後の「玄衣」を継受している。このことから、唐は冕の旒の色の変更を取って継受しなかったことが分かる。即ち唐は、皇太子の身分秩序上の位置を王や三公などの最上級の臣下と同等に置くという隋の仁寿年間以降の制を、継受すべきではないと判断したのである。隋の仁寿年間以降における服制によって表現された皇太子の身分秩序上の位置付けは、非常に特殊なものであったと評価することができる。

三、宮臣による「称臣」

前章において、皇太子楊広自身の請いによる礼制上の皇太子の權威の引き下げのうち、章服を降すことについて論じた。本章では、残る一つの宮臣が皇太子に対して「称臣」しないとされたことについて考察を加えたい。

「称臣」という行為が持つ意味については、既に尾形勇氏の研究によって多くのことが解明されている。²⁷⁾その内容をまとめると、以下の三点に集約することができよう。

一 「称臣」とは「称臣名」のことで、「臣」と自称し、自らの姓を言わず、「名」のみを称することであった。先秦時代には皇帝以外の者に対しても「称臣」が行われたが、漢代からその対象が皇帝のみへと絞られ、武帝期以降には、皇帝以外に「称臣」して処刑された例もあった。

二 「臣」とは、もとは隷属民（奴）のことで、「称臣」することは主奴の関係にも比すべき隷属性があることを表した。「称臣名」と姓を言わないことは、無姓のものとして自らの「家」を持ちえない奴婢身分であることの擬制的表現でもあった。

三 皇帝が祭祀を行う際に、「称臣」する可否かは、その祭祀の評価にまで連なることであり、皇帝を頂点に置く君

臣関係のその秩序化に当たって「称臣」ということが果たした効力ある役割は十分に伺える。

このような尾形氏の説を参考にとすると、皇太子楊広に対して宮臣が「称臣」しなくなったことは、礼制上、皇太子と宮臣の間の君臣関係が解消されたことを意味すると言いうことができる。

唐初において、太宗李世民が、玄武門の変で打倒した皇太子李建成の宮臣を、自己の家来として重用したことが、異例のこととして取り立てて論じられているように、この時代、皇太子と宮臣の関係は密であるのが普通であった。宮臣は皇太子の股肱の臣であり、皇太子にとって重要な権力基盤の一つであったのである。そのような中で、少なくとも礼制上、皇太子と宮臣との君臣関係を解消したことは、皇太子が自らの権力基盤を放棄したに等しいことであると言いうことができる。

では、このような、宮臣が皇太子に対して「称臣」しないという制は、その後定着したのであるうか。唐代における「称臣」を規定していた唐儀制令復旧3条は、開元七年令と開元二十五年令の条文が以下のように復元されている。²⁸⁾

諸皇太子已下、率土之内、於皇帝、皆称臣。皇后以下、率土之内、於皇帝・太皇太后・皇太后、皆称妾。六宮已下率土婦人、於皇后、皆称妾。百官上疏於太皇太后・皇太后・皇后、称殿下。自称皆曰臣。百官及東宮官、於皇太子、皆称殿下、(上啓・表同)百官自称名、宮官自称臣。

この条文は、

- i 皇帝以外全ての男性は、皇帝に対し「称臣」する。
- ii 皇后以下の全女性は、皇帝と太皇太后・皇太后に対して「称妾」する。
- iii 「六宮已下率土婦人」は、皇后に対して「称妾」する。
- iv 群臣は、三后に対して「殿下」と称し、「臣」を自称する。
- v 群臣・宮臣は、皇太子に対して「殿下」と称し、群臣は「名」と自称、宮臣は「臣」と自称する。

とまとめることができる。

このうち、i・ii・iiiにおける皇帝・皇后に対する「称臣」のあり方は、皇帝と皇后が天下の治世を分担し、皇后が家庭・婦人・子供などの諸問題に関する内治を預かるという皇后内治制の存在を表していることが指摘されているが、本

稿で注目したいのは群臣・宮臣の皇太子に対する自称である。Ⅴにまとめた通り、唐令では宮臣は皇太子に対して「称臣」するとされていたのであり、ここでは皇太子と宮臣の間の君臣関係が表現されていた。つまり、皇太子楊広の請いによる宮臣による皇太子への「称臣」の停止、即ち皇太子・宮臣間の君臣関係の解消という隋の制度を、唐は継受しなかったのである^③。

また唐代の「称臣」については、「一、皇太子受賀」において、『大唐開元礼』における皇帝への朝賀儀礼では賀の文言の中に「称臣」が含まるとされた一方で、皇太子受賀儀礼においては、群臣・宮臣からの賀の文言の何れの中にも、それがないとされていたとの指摘があることを述べた。ここまでの「称臣」に関する考察をふまえると、このことは、受賀儀礼において、皇太子と宮臣の間に君臣関係がないとされたことを示していることになる。しかし先に考察した通り、皇帝への群臣からの朝賀と皇太子への宮臣からの朝賀は、いずれも朝賀を受ける側と称する側の君臣関係を表現する儀礼であったと考えられる。その中で、皇太子への賀の文言の中には「称臣」がないとされたことは、座の向きとともに、それが皇帝と皇太子の格差を表現する手段とされたためであろう。皇帝と皇太子は、共にそれぞれ群臣・宮臣の君であったが、その重みは大きく違うものとされていたのである。

おわりに

以上、三章にわたって、隋代の皇太子受賀・章服・称臣について考察を加えてきた。少々煩雑になってしまったので、ここでその結果を整理したい。

① 皇太子受賀

北周では皇太子は南面して宮臣からの朝賀を受けていたが、それは皇太子・宮臣間の君臣関係を表現する儀礼であった。一方、北周と敵対していた北斉では、皇太子は西面して宮臣からの賀を受けるとされていた。

隋は北斉の制度を参考に礼制を整備したが、皇太子楊勇は、北周の故事を参考に、南面して群臣からの賀を受ける儀礼を新たに開催し、皇太子の権威を上昇させた。しかし、皇帝が南面して群臣からの朝賀を受ける儀礼に

酷似するこの儀礼の開催は文帝に受け入れられず、群臣から賀を受けることは禁止され、皇太子は西面して宮臣からのみ賀を受けるとされた。また、このことによって、文帝は楊勇を疑うようになり、後に廃太子した。

唐代になると、皇太子は西面して宮臣からの朝賀を受けるとされ、両者の君臣関係が表現された。また、群臣からの賀を受ける儀礼も開催されたが、それは両者の君臣関係を表す儀礼ではなかった。

② 皇太子の章服

冕の旒について、北魏では皇帝は白珠十二旒、皇太子は白珠九旒、公卿の上公は青珠九旒とされていた。これは、身分秩序における皇太子の地位が、皇帝と公卿以下群臣との間に位置することを表現する制度であった。

この北魏の制は、北斉、そして隋へと継受され、隋では当初、皇帝の冕は白珠十二旒、皇太子は白珠九旒、王・国公・開国公・三公は青珠九旒とされていた。しかし、楊勇が廃太子され、楊広が立太子すると、文帝の信頼を得るために皇太子の權威を下げようとした楊広の請いによって、皇太子の白珠九旒は王らと同じ青珠九旒に改められた。これは、皇太子の身分を、群臣の最上位の者と並ぶ地位に低下させる改制であった。

唐代になると再び皇太子の冕は白珠九旒に戻され、服制によって表現される皇太子の身分秩序上の位置は、皇帝と群臣の間に戻された。

③ 称臣

隋では当初、宮臣は皇太子に臣を自称するとされていたが、楊広が皇太子になると、これについても禁止された。このことは、礼制上、皇太子と宮臣の君臣関係を解消することを意味し、皇太子の権力基盤を奪うことにつながるものであった。

唐になると再び、宮臣は皇太子に臣を自称するとされ、皇太子と宮臣の君臣関係が復活せられた。

隋・唐代の皇太子については、隋の文帝の皇太子楊勇、煬帝の皇太子楊昭、唐の高祖の皇太子李建成、太宗の皇太子李承乾と、嫡子が当然のように皇太子に立てられており、長子相続制が一大鉄則であったと述べる説がある一方で、北方遊牧系民族の血が流れる隋・唐の王室には長子を正嫡とする漢民族の観念が定着せず、隋の煬帝、唐の太宗・高宗・玄宗など、長男が皇太子に決まっていたのを押しのけて、皇太子そして皇帝となった例が散見され、また、韋后

が娘の安楽公主を皇太女にし、女から女に世襲する空前絶後の企ても見る事ができるなど、嫡子及び皇太子の地位は不安定なものであったと述べる説も見られる³³⁾。

本稿で考察を加えた開皇の政変前後の文帝と皇太子楊勇・楊広との関係は、隋代の皇太子が、皇帝の一存によって簡単に交代させられる非常に不安定な地位であり、その権力が皇帝と比べ格段に弱いものであったことを伺わせる³⁴⁾。であるからこそ、長子として皇太子となった楊勇は、皇太子受賀儀礼の開催によって皇太子の権威を上昇させることで、自身の地位を安定させようとしたのであろう。しかしその企図は文帝によって阻まれ、その信頼を失い廢太子されたのである。

また、同様の理由により、新皇太子の楊広は、前後の時代と比較して、皇太子の権威を特に低いものとする礼制の改定を自ら望むことで、文帝の信頼を手に入れ、少しでも自己の地位を安定させようとしたのであろう。この楊広の試みは成功し、仁寿四年（六〇四）に文帝と対立するまで、楊広は安定して皇太子の地位に居続けることができたのである。しかし、これは、楊広個人の地位の安定を守る改制であり、皇太子の権威や権力を上昇させ、その地位を制度的に安定させることは反対の作用をもたらすものであった。そのため、その後も皇太子の地位は不安定なものであり続けたのである。仁寿四年に病床にあった文帝が再び皇太子の交代を図っていることは、隋代において皇太子が皇帝によって簡単に交代させられる地位であり続けたことを示しているよう³⁵⁾。

唐代の皇太子については、本稿で詳細な検討を加えることはできないが、受賀儀礼・章服・宮臣からの「称臣」については、隋の開皇年間とはほぼ同様の制であったことを論じた。同時期の皇太子の地位が不安定であったことを考えると、唐の皇太子も制度上安定した地位を得るには至っていなかったとの見通しを持つことができよう。

注

- (1) 文帝の右腕として名高い高類であるが、子の高表仁が楊勇の娘を娶っていることから分かるように、皇太子楊勇を支える中心的な人物であった。
- (2) 『隋書』卷五十三 史万歳伝。
- (3) 『隋書』卷四十五 文四子伝。
- (4) 王壽南『隋唐史』（三民書局、台北、一九八六年）、高明士・邱添生・何永成・甘懷真編著『隋唐五代史（増訂本）』（里仁書局、台北、二〇〇六年）など。
- (5) 氣賀澤保規『中国の歴史06 絢爛たる世界帝国 隋唐時代』（講談社、二〇〇五年）の第一章「新たな統一国家——隋王朝」。
- (6) 宮崎市定『隋の煬帝』（中央公論社、一九八七年）など。
- (7) 記事内では「百官」・「内外百官」。史料では、他に「群臣」・「群官」などの語で示されるが、本稿では、「群臣」に統一して記す。
- (8) 以下、史料上に「宮臣」・「宮官」・「東宮官属」などと出てくる東宮機構に属する官人については、「群臣」に対応する「宮臣」の語で統一して記す。
- (9) 『大唐開元礼』については、『大唐開元礼 附大唐郊祀録』（汲古書院、一九七二年）を参照した。
- (10) 「受群臣賀」儀礼の次第 i・iii 及び「受宮臣朝賀」儀礼の次第 i・iii。
- (11) 「受群臣賀」儀礼の次第 iv・vi・x 及び「受宮臣朝賀」儀礼の次第 v。
- (12) 儀礼は「国家の觀念的秩序を集約的に表現しようとして人為的に編成されたもの」であり、その「巨大な表現を読み解くことによって、われわれは、国家の支配層自らが描く、国家のあるべき姿、その全体像を目に見える形で受け取ることができる」（藤森健太郎『古代天皇の即位儀礼』、吉川弘文館、二〇〇〇年）。その他、儀礼研究を政治史のひとつの側面として扱い、儀礼のもつ政治的機能、すなわち儀礼によって表現される秩序を解明する古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』（吉川弘文館、一九九八年）など。
- (13) 藤森健太郎「儀式」「延喜式」における皇太子の正月受賀儀礼について」（同『古代天皇の即位儀礼』、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九九二年）。
- (14) 『大唐開元礼』卷九十七 皇帝元正冬至受群臣朝賀。『通典』卷第七十 元正冬至受朝賀では、この儀礼を漢の高祖が始

めたとする。

- (15) その他に、皇太子受賀儀礼では、皇帝への朝賀とは違い蕃客が参加することが規定されていなかったことも指摘する。このことは、唐代において外交が皇帝に属するべきことであり、皇太子がそこで役割を果たすことが期待されていなかったことを推測させる。皇太子の性格を考える上で非常に興味深いことであるが、本稿の内容から逸れてしまうので、ひとまず後考を期したい。

- (16) 『隋書』卷十二 礼儀七など。

- (17) 『隋書』卷一 高祖紀下。宮崎市定『隋の煬帝』（前掲注6）など。

- (18) 袞服とは龍の模様を縫いとりした礼服のこと（『周礼』卷二十一 春官司服鄭玄注）。

- (19) 『周礼』卷二十一 春官司服の鄭玄注に「玄は衣に文無し」とある。

- (20) 頂上に版があり、後が高く、前が低い冠。前後（『釈名』釈首飾など）または前（『周礼』卷二十一 春官司服賈公彦疏など）に、旒と呼ばれる珠玉のくみひもを垂らす。

- (21) 『隋書』卷十二 礼儀七に「乘輿袞冕、垂白珠十有二旒、以組為纓、色如其綬、黼纁充耳、玉笄。（後略）」とあり、隋代の皇帝の袞冕は白珠十二旒であったことが分かる。

- (22) 同じく『隋書』卷十二 礼儀七には、皇帝の冕は十二旒と記されている。先に見たように皇太子の冕は九旒とされており、珠の数については、元々皇帝より三つ少ないものとされていた。それが、この時、長さについても皇帝より短いものとされたのである。

- (23) 正確には、北魏が東魏と西魏に分裂し、そのうちの東魏を篡奪することで北斉が成立した。

- (24) 仁井田陞『唐令拾遺』（東京大学出版会、一九六四年）。条文番号は仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補——附唐日両令対照一覽——』（東京大学出版会、一九九七年）による。

- (25) 曾我部静雄『日中律令論』（吉川弘文館、一九六三年）。

- (26) 皇帝には、袞冕よりも更に格上に当たる装束として、天神地祇を祀る際に服する大袞冕とうものが存在した。そしてその装束の冕は旒がないとされ、更なる差別化がなされていた（唐衣服令復旧1条）。

- (27) 尾形勇『中国古代の「家」と国家』（岩波書店、一九七九年）。

- (28) 孟憲實『論玄武門事變後對東宮舊部的政策——從《張弼墓誌》談起』（『唐研究』第十七集、北京、二〇一一年）

- (29) 仁井田陞『唐令拾遺』（前掲注22）。

- (30) 春名宏明『太上天皇制の成立』（『史学雑誌』九十九編二号、一九九〇年）。大隅清陽『儀制令と律令国家——古代国家の

支配秩序——」(同『律令官制と礼秩序の研究』、吉川弘文館、二〇一一年、初出は一九九二年)。

- (31) 唐の永徽令のこの条文を継受した日本の大宝儀制令3皇后条でも、唐令と同様に群臣は皇太子に名を自称し、宮臣は臣を自称するとされていた。それが、次に編纂された養老令では、率土之内、即ち全ての人民が皇太子に臣を自称すると変更された。これについては大隅清陽氏が、大宝令では君臣関係を定めた規定であった同条文が、養老令では天皇・太上天皇、太皇太后・皇太后、皇后・皇太子、率土之内という四つの身分階層とその上下関係を定めた条文に変化したためであると論じている(大隅、前掲注28)。しかし条文の性格が変化したとは言っても、現象としては、皇太子に対して「称臣」する者が宮臣のみから全人民に拡大されたのであり、それは新たに皇太子と全人民の間の君臣関係を構築させる意味を持つ、皇太子の権威を上昇させるものであったと評価することもできよう。

- (32) 布目潮瀨『隋唐史研究——唐朝政権の形成』(東洋史研究会、一九六八年)、布目潮瀨「隋唐帝国の成立」(『岩波講座世界歴史5 東アジア世界の形成Ⅱ』、岩波書店、一九七〇年)。

- (33) 氣賀澤保規『中国歴史人物選 第4巻 則天武后』(白帝社、一九九五年)の第三章「玄武門の変」及び同『中国の歴史06 絢爛たる世界帝国 隋唐時代』(前掲注5)の第五章「則天武后と唐の女たち」。

- (34) 松浦千春氏が、皇太子からの即位と皇太子以外からの即位との間に生ずる謁廟の有無について検討を加え、皇太子が皇帝に「臣」従しつつも、唯一「公」的な「子」として皇帝を模倣しえたと論じているように(松浦千春「漢より唐に至る帝位継承と皇太子——謁廟の礼を中心に——」(『歴史』第八〇輯、一九九三年)、皇太子と他の皇族とを比較すると、皇太子はやはり特別な地位であったということができる。皇太子と他の皇族を比較するという方法は、本稿にない視点であるが、それについては今後の課題としたい。

- (35) その結果、文帝は逆に楊広によって殺されてしまったと考えられる(『隋書』卷四十五 文四子伝)。